

# 社団法人 焼津青年会議所 会計規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、この法人の会計の基準を定め財務の適正を確保するとともに、財政及び収支の状況についての真実の報告を提供することを目的とする。

(会計処理の基準)

第 2 条 この法人の会計に関しては、法令及び定款に定めのあるもののほかは、この規程の定めるところにより一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行う。

(会計の区分)

第 3 条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計、特別会計及び基金会計に区分する。
- (2) 特別会計は、特定の事業を行う場合、理事会の承認を得て設置することができる。特別会計は特定の収入をもって特定の支出にあて、一般の収入支出と区別して経理する。

(会計担当者)

第 4 条 会計経理業務は、会計理事が担当する。但し特別会計についてはこの限りでない。

## 第 2 章 予 算

(総計予算主義の原則)

第 5 条 会計年度における一切の収入及び支出はすべてこれを予算に計上しなければならない。

2. 予算は、会計の区分ごとに計上し、予算科目はその目的に従ってこれを款・項に区分しなければならない。

(補正予算)

第 6 条 予算の編成後に生じた事由に基づいて、予算に変更を加える必要がある場合は、補正予算を編成することができる。

(経理の公開)

第 7 条 会員は、予算の執行の状況を把握するため会計理事又は、これらの管理に属する機関で権限を有する者に対して会計資料の閲覧の申し出をすることができる。

2. 会計理事は予算の適正な執行を確保するため少なくとも 6 ヶ月に 1 度

- 以上収入及び支出の実績について理事会に報告しなければならない。  
3. 理事会は、その報告に基づいて必要な措置を構うことができる。

### 第 3 章 収 入

(入会金等)

第 8 条 入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金		20,000円	
(2) 会 費	正 会 員	105,000円	(年間)
	4月からの正会員	78,750円	
	7月からの正会員	52,500円	
	10月からの正会員	26,250円	
	特 別 会 員	20,000円	(終身会費)
	賛 助 会 員	105,000円	(年間)

(会費納入の義務)

第 9 条 正会員は、毎年1月通常総会開催日までに年会費を納入しなければならない。但し、会費を1月通常総会開催日と6月末日までの2期に分納することができる。

(収入の扱い)

第 10 条 金銭の収納に際しては、領収書を発行しなければならない。

2. 前項の場合は、会計理事において伝票を作成しなければならない。

### 第 4 章 支 出

(支出の扱い)

第 11 条 金銭の支出に際して会計理事は、証拠書類に基づいて伝票を作成しなければならない。

(固定資産物品の取得)

第 12 条 什器備品等のうち1単位の取得価格が100,000円以上(消費税を除く)で、かつ耐用年数が1年以上のもの(以下「固定資産物品」という)の取得及びその相当額の補修等を行う場合は、理事会の承認を必要とする。

(支出の方法)

第 13 条 会計理事は、当該支出が法令、定款又は予算に違反していないことを確認した上でなければ支出することができない。

(預金の残高確認)

第 14 条 会計理事は、毎月末預金残高を銀行残高と照合し、又決算期末には帳簿残高と銀行残高証明書と照合確認しなければならない。

2. 取扱金融機関は、市内に店舗を有する金融機関とする。

## 第 5 章 基 金

### (基 金)

第 15 条 基金はこの法人が特別の公益目的遂行に備えて蓄積された財産（運用財産基金）と天災等より事務局の業務に支障が生じた場合に備えて蓄積された財産（備蓄財産基金）とに区別して保有する。

第 16 条 新会員の入会金及び特別会員の終身会費は、運用財産基金に繰り入れる。但し、理事会の承認により、その他の会計に繰り入れることもできる。

2. 寄付金収入は、理事会の承認により運用財産基金或いは備蓄財産基金に繰り入れることができる。

### (基金の取り扱い)

第 17 条 前条に定めるもののほか、基金の設置管理及び運用等については、理事会において決定し、総会の承認を得るものとする。

2. 運用財産基金の運用については、この法人の定款の目的に基づいて、その事業を通じて公益性の実現に寄与することとする。

3. 備蓄財産基金の運用については、この法人が天災等により事務局の業務に著しく支障が生じた場合とする。尚、災害の発生時にかぎり理事長の判断により運用し総会の承認を得るものとする。

4. 備蓄財産基金は、当該年度の一般会計事務費程度を保有することが望ましい。

5. 基金から生じた果実については、これを経常費として運用する。

## 第 6 章 決 算

### (決算の基準)

第 18 条 この法人の決算は、予算との有機的関連を維持し、継続記録に基づくものでなくてはならない。

### (決算報告)

第 19 条 会計理事は、会計年度末において決算整理をし、翌年 1 月総会 1 週間前までに貸借対照表、収支計算書、財産目録、その他の関係書類を監事に提出しなければならない。

2. 監事は、その所見を付けて総会の承認を得なければならない。

(会計書類の閲覧)

第 20 条 総会の 1 週間前から前条第 1 項の会計書類を事務局に備え置き、会員の閲覧に供しなければならない。

(剰余金の処分)

第 21 条 各会計年度において決算剰余金を生じたときは、基金に編入することもできる。

## 第 7 章 雑 則

(会計書類の保存)

第 22 条 会計書類の保存は次のとおりとする。

(1) 財 務 諸 表	10 年
(2) 会 計 書 類	5 年
(3) その他の書類	3 年

(口座の設置)

第 23 条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。

(印鑑の保存)

第 24 条 この法人の印鑑は、理事長の責任において保管、使用しなければならない。

## 附 則

1. 本規程に定めるもののほか、この法人の会計に関する必要な事項で定款第 22 条 1 項第 2 号によるもの以外は、理事会において決定する。
2. 本規程は、設立許可のあった日から施行する。

昭和 59 年 12 月 1 日施行

平成 4 年 8 月 18 日改定

平成 6 年 11 月 15 日改定

平成 7 年 8 月 17 日改定

平成 10 年 8 月 18 日改定